

平成28年10月28日 金曜日

福島県報号外第67号別冊

# 福島県人事行政の運営等の状況

平成28年10月

～ 目 次 ～

	頁
I 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 復旧・復興に向けた人員の確保	1
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の人事評価の状況	2
3 職員の給与の状況	
(1) 総括	3
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	4
(4) 職員の手当の状況	4
(5) 特別職の報酬等の状況	8
(6) 公営企業職員の状況	8
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	13
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	13
(3) 病気休暇及び特別休暇の状況	13
(4) 介護休暇の取得状況	14
5 職員の休業に関する状況	
(1) 育児休業等の利用状況	14
(2) 自己啓発等休業の利用状況	15
(3) 配偶者同行休業の利用状況	15
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	16
(2) 懲戒処分の状況	17
7 職員のサービスの状況	18
8 職員の退職管理の状況	
(1) 退職者数	20
(2) 再就職者による依頼等の規制	20
9 職員の研修の状況	21
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	23
(2) 公務災害等の状況	25
(3) 職員の利益の保護の状況	25
11 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	26
(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況	26
II 福島県人事委員会の業務報告（平成27年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	27
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	30
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	30
4 不利益処分に関する審査請求の状況	30
5 人事行政相談の状況	30
6 その他	31

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機関名	職員数				対前年度増減数 (前年同月比較)	主な増減理由
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		
知事部局	5,381 (271)	5,529 (287)	5,544 (289)	5,564 (266)	20 (△ 23)	震災対応等のための増員
企業局	41 (0)	40 (0)	43 (1)	43 (1)	0 (0)	
病院局	601 (11)	341 (10)	346 (8)	346 (10)	0 (2)	
議会事務局	36 (1)	36 (1)	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	16,773 (37)	16,615 (50)	16,481 (60)	16,350 (64)	△ 131 (4)	児童生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,981 (38)	3,997 (34)	4,003 (34)	4,003 (34)	0 (0)	
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	24 (1)	24 (1)	24 (1)	24 (1)	0 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	12 (0)	11 (1)	12 (0)	1 (△ 1)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	26,871 (359)	26,616 (383)	26,510 (395)	26,400 (377)	△ 110 (△ 18)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、( )内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。）に採用された職員

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

ア 条例定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条例定数	5,862	5,512	5,812

(注) 改正後の条例定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

イ 任期付職員数（各年4月1日現在）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
任期付職員数	-	106	194	269	259	271

(注) 1 任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数で、特定任期付職員及び任期付研究員を含む。

2 市町村派遣職員は除く。

3 短時間勤務職員は除く。

ウ 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
派遣職員数	150	221	202	204	191	172

(注) 1 H27年度までは、年間の派遣決定数を計上。

2 H28年度は、4月1日現在の派遣決定数を計上。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成27年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。(単位：人)

職種	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	採用	退職	採用	退職	採用	退職
一般行政職	550 (272)	356 (32)	491 (299)	350 (66)	373 (301)	441 (83)
医療職	54 (20)	276 (4)	45 (25)	39 (7)	57 (18)	54 (3)
技能労務職	1 (32)	32 (6)	1 (47)	21 (11)	2 (53)	23 (17)
教育職	249 (51)	504 (11)	395 (70)	555 (29)	426 (108)	560 (42)
公安職	354 (25)	368 (19)	351 (22)	292 (12)	302 (11)	283 (12)
合計	1,208 (400)	1,536 (72)	1,283 (463)	1,257 (125)	1,160 (491)	1,361 (157)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 ( )内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等(病院局を含む。)

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、職員の能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要 な人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職(一)及び技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	○評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施 責任者を各部局長等としています。 ○実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じ ることができることとしています。
基準日及び期間	平成27年8月1日を基準日として評定しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等に より基準日前3月以上にわたって事務に従事しなかった職員などについては、3月 を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員の能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎 資料として活用しました。

※ 平成28年10月1日から、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度へ移行することとしているため、直近に  
実施した勤務成績の評定の状況としています。

(2) 教育委員会(県立学校及び市町村立学校)

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、職員の適正配置、研修、指導、褒賞、その他公正な人事管理 の基礎資料の1つとすることを目的としています。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 ・ 6月以内の期間を定めて任用される職員 ・ 非常勤職員 ・ 指導主事に充てられた教員、生徒指導主事及び兼任事務局職員
評定者等	校長については教育長、校長以外の職員については職員の所属する学校の校長と しています。また、校長以外の職員の調整者は教育長としています。
基準日及び期間	原則として、基準日は9月1日であり、前年9月1日から8月31日までの1年を 期間としています。
評定結果の活用	評定結果については、職員の適正配置、研修、指導、褒賞、その他公正な人事管 理の基礎資料の1つとして活用しました。

(3) 警察本部

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一 的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用 し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 ・ 地方警務官 ・ 県本部の部長 ・ 臨時的任用職員 ・ 非常勤嘱託職員のうち教育主事及び警察医
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位 の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しまし た。 (非常勤嘱託員は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの2回 とし、10月1日及び3月31日現在で実施しました。)
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等の基礎資料として活用しました。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
	人	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成27年度	1,953,699	1,931,855,266	7,779,857	262,483,881	13.6
平成26年度	1,965,386	1,910,482,965	7,082,623	261,697,012	13.7
平成25年度	1,976,096	1,794,222,271	10,405,905	256,179,362	14.3

(注) 住民基本台帳人口は、各年度の1月1日現在の数値です。

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料 千円	職員手当 千円	期末手当・勤労手当 千円	計 千円 (B)	
平成27年度	28,514	124,574,013	22,966,295	46,754,897	194,295,205	6,814
平成26年度	28,793	125,694,201	22,619,419	45,976,771	194,290,391	6,748
平成25年度	28,844	121,698,374	21,979,593	44,662,271	188,340,238	6,530

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年度4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H27.4.1	H28.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H27.4.1	H28.4.1
平均年齢	歳月 42.8	歳月 42.7	歳月 53.8	歳月 54.3	歳月 44.5	歳月 44.8	歳月 47.5	歳月 47.6	歳月 37.9	歳月 37.8
平均給料 月額	円 335,000	円 331,000	円 370,300	円 356,000	円 398,900	円 397,900	円 408,800	円 405,500	円 321,900	円 321,200
平均給与 月額	円 420,845	円 416,157	円 413,761	円 397,364	円 446,677	円 444,054	円 451,214	円 447,537	円 427,207	円 434,412

(注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表、福祉職俸給表等適用者に相当する職員を除いたものです。（以下の項目においても同様）

2 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

イ 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	188,400円	200,100円
	高校卒	153,200円	163,300円
技能労務職	高校卒	150,800円	160,400円
	中学卒	142,300円	150,650円
高等学校 教育職	大学卒	210,500円	223,100円
	高校卒	164,100円	177,900円
小・中学校 教育職	大学卒	210,500円	223,100円
	高校卒	164,100円	177,900円
公安職	大学卒	215,600円	233,500円
	高校卒	174,500円	195,600円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	267,200円	328,700円	364,300円
	高校卒	218,500円	250,300円	313,200円
技能労務職	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	288,400円
	中学卒	在籍者なし	208,200円	在籍者なし
高等学校 教育職	大学卒	315,300円	364,300円	407,500円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
小・中学校 教育職	大学卒	314,900円	366,300円	401,400円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
公安職	大学卒	293,300円	344,500円	392,200円
	高校卒	260,900円	296,700円	345,000円

## (3) 一般行政職の級別職員数等の状況

## ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（各年4月1日現在）			構成比
		H26	H27	H28	H28
		人	人	人	%
1級	主事、技師	899	951	990	15.6
2級	主事、技師	434	535	604	9.5
3級	主査、副主査	922	837	831	13.0
4級	主任主査、主査	2,367	2,355	2,302	36.1
5級	副課長、主任主査	722	710	667	10.5
6級	本庁課長、主幹	773	773	749	11.8
7級	本庁部次長、本庁課長	152	143	142	2.2
8級	本庁部次長	58	61	52	0.8
9級	本庁部長	33	32	31	0.5
10級	本庁部長	2	2	2	0.0
計		6,362	6,399	6,370	100.0

- (注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
職員数 (A)	人 6,197	人 6,362	人 6,399
実施職員数 (B)	人 554	人 575	人 555
比率 (B/A)	% 8.9	% 9.0	% 8.7

(注) 職員数は、各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

## (4) 職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

年間4.15月分が2回に分けて支給されます。

1人当たり平均支給額	福島県	国
支給額（平成27年度）	1,718千円	-
支給割合	福島県	国
期末手当（平成27年度）	2.55月分	2.60月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.45月分)
勤勉手当（平成27年度）	1.60月分	1.60月分
再任用職員	(0.75月分)	(0.75月分)
加算措置の状況	福島県	国
役職加算	5~20%	5~20%
管理職加算	15~25%	10~25%

(注) 加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

## イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	福島県	国
自己都合（平成27年度）	2,835千円	-
勤奨・定年（平成27年度）	23,749千円	-
支給率	福島県	国
自己都合		
勤続20年	20.445月分	20.445月分
勤続25年	29.145月分	29.145月分
勤続35年	41.325月分	41.325月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
勤奨・定年		
勤続20年	25.55625月分	25.55625月分
勤続25年	34.5825月分	34.5825月分
勤続35年	49.59月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	福島県	国
定年前早期退職特例措置	2~20%	2~45%

(注) 勤奨・定年のうち勤奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勤奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績（平成27年度普通会計決算見込み）	105,854千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	483,351円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	30人	20%
大阪府大阪市	16%	6人	16%
愛知県名古屋	15%	3人	15%
茨城県つくば市	16%	1人	16%
宮城県多賀城市	10%	1人	10%
茨城県水戸市	10%	1人	10%
宮城県仙台市	6%	4人	6%
埼玉県加須市	6%	4人	6%
北海道札幌市	3%	4人	3%
栃木県真岡市	3%	1人	3%
群馬県前橋市	3%	1人	3%
新潟県新潟市	3%	2人	3%
静岡県三島市	3%	3人	3%
医師	16%	32人	16%

（注）上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日（適用日）以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成27年度普通会計決算見込み）	1,872,489千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	170,427円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	41.0%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき310円～1,500円)
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 (爆発物処理作業は1回につき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円（専ら従事）
死体処理手当	警察本部又は警察署に勤務する職員等	死体の検視、解剖立会い等の作業に従事した場合	1体1,600円（死体収容、搬送等） ※心身に著しい負担を与えると認められる場合加算あり（上限3,200円） 1体3,200円（検視、解剖補助等）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業等に従事した場合	日額240円 (給料の調整額の支給を受けない職員の場合1,340円)
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり（上限1,680円） (福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円)
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円（正規の勤務時間外に行われた場合975円）

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,500円～8,000円 ※甚大な非常災害の際、心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事した場合加算あり（上限16,000円）
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭又は養護教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円（上限20,000円） 月額20,000円（専ら従事）
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等に勤務する職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防訓練指導等に従事した場合	日額460円（消防訓練指導） 給料月額×10/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 （機関室作業の場合780円）
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健福祉関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護法の規定により行う生活指導等に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	勤務1回230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円 （夜間の場合420円～690円）
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円 （現場での作業の場合560円）
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護又は核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円（専ら従事）
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	1時間 1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円（2学年） 日額350円（3学年）

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（平成27年度普通会計決算見込み）	5,333,205千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	514,539円
支給実績（平成26年度普通会計決算）	5,183,860千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	498,927円

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	2,915,637千円	231,363円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。) (支給額) 借家等：上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,000,213千円	320,341円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額等	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	120,602千円	1,608,026円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限46,500円)	一部異なる	運賃等相当額が63,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,249,659千円	150,978円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	424,724千円	368,364円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	2,009,430千円	709,544円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額の合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	363,419千円	518,429円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			34,812千円	236,816円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			155,730千円	289,460円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,165,615千円	76,659円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			65,577千円	354,470円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額5,300円	65,494千円	151,958円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜(午前0時～5時)に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額)	一部異なる	週休日等：4,000円～12,000円(6時間を超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜：2,000円～6,000円	56,981千円	431,674円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	385,580千円	143,980円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	1,019,421千円	361,240円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	528,944千円	68,356円

## (5) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,056,000円
	副知事	875,500円
議員報酬	議長	1,010,000円
	副議長	900,000円
	議員	830,000円
期末手当	知事	(平成27年度支給割合)
	副知事	3.10月分
	議長	(平成27年度支給割合)
	副議長	3.10月分
	議員	
退職手当	知事	算定方式：給料月額×在職月数×支給率(55.5/100) 支給時期：原則として任期毎。本人から申出があった場合には、通算も可能。
	副知事	算定方式：給料月額×在職月数×支給率(47/100) 支給時期：原則として任期毎。本人から申出があった場合には、通算も可能。

(注) 知事・副知事の給料月額は、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%減額された後の額です。

## (6) 公営企業職員の状況

## ア 工業用水道事業（企業局）

## (ア) 職員給与費の状況（平成27年度は決算見込み、平成26～25年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成27年度	2,365,513	165,754	247,310	10.5
平成26年度	2,450,766	162,872	290,079	11.8
平成25年度	2,028,015	286,826	259,707	12.8

区分	職員数	給与費				1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計	
	人 (A)	千円	千円	千円	千円 (B)	千円 (B/A)
平成27年度	37	157,437	29,173	61,736	248,346	6,712
平成26年度	31	140,796	26,466	54,691	221,953	7,160
平成25年度	30	132,415	25,916	52,305	210,636	7,021

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。  
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

## (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成27年度	45.4	365,002	559,338
平成26年度	48.9	392,358	596,648
平成25年度	49.4	381,425	585,100

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

## (ウ) 職員の手当の状況

## a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
支給額（平成27年度）	1,669千円	1,718千円
支給割合	工業用水道事業	普通会計
期末手当（平成27年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当（平成27年度）	1.60月分	1.60月分
再任用職員	(0.75月分)	(0.75月分)
加算措置の状況	工業用水道事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成28年4月1日現在）

1人当たり平均支給額		工業用水道事業	普通会計
自己都合（平成27年度）		0千円	2,835千円
勲褒・定年（平成27年度）		0千円	23,749千円
支給率		工業用水道事業	普通会計
自己都合	勤続20年	20.445月分	20.445月分
	勤続25年	29.145月分	29.145月分
	勤続35年	41.325月分	41.325月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
勲褒・定年	勤続20年	25.55625月分	25.55625月分
	勤続25年	34.5825月分	34.5825月分
	勤続35年	49.59月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		工業用水道事業	普通会計
定年前早期退職特別措置		2～20%	2～20%

（注）平成27年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0円

（注）平成27年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	47千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	3,615円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	35.1%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円～730円 （福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円）
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算見込み）	10,443千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	372,964円
支給実績（平成26年度決算）	8,316千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	361,565円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成27年度決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			4,624千円	243,368円
住居手当	知事部局に同じ			1,688千円	281,333円
通勤手当	知事部局に同じ			3,774千円	121,742円
単身赴任手当	知事部局に同じ			789千円	394,500円
管理職手当	知事部局に同じ			7,809千円	867,667円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

（ア）職員給与費の状況（平成27年度は決算見込み、平成26～25年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成27年度	631,399	98,326	55,035	8.7
平成26年度	5,054,759	△ 4,497,583	82,197	1.6
平成25年度	9,332,710	△ 4,678,779	88,261	0.9

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成27年度	7	30,248	7,658	12,272	50,178	7,168
平成26年度	9	41,166	9,126	16,094	66,386	7,376
平成25年度	11	43,100	12,960	16,428	72,488	6,590

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

## (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成27年度	44.1	373,595	597,357
平成26年度	46.2	388,222	614,685
平成25年度	42.5	332,878	549,151

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

## (ウ) 職員の手当の状況

## a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
支給額（平成27年度）	1,753千円	1,718千円
支給割合	地域開発事業	普通会計
期末手当（平成27年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当（平成27年度）	1.60月分	1.60月分
再任用職員	(0.75月分)	(0.75月分)
加算措置の状況	地域開発事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

## b 退職手当（平成28年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
自己都合（平成27年度）	0千円	2,835千円
勲奨・定年（平成27年度）	0千円	23,749千円
支給率	地域開発事業	普通会計
自己都合 勤続20年	-	20.445月分
勤続25年	-	29.145月分
勤続35年	-	41.325月分
最高限度額	-	49.59月分
勲奨・定年 勤続20年	-	25.55625月分
勤続25年	-	34.5825月分
勤続35年	-	49.59月分
最高限度額	-	49.59月分
その他の加算措置	地域開発事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	-	2～20%

(注) 平成27年度における退職者はいません。

## c 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0円

(注) 平成27年度における支給対象者はいません。

## d 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	0%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外 50/100加算

(注) 平成27年度における支給対象者はいません。

## e 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算見込み）	3,272千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	818,000円
支給実績（平成26年度決算）	1,867千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	373,400円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			1,134千円	283,500円
住居手当	知事部局に同じ			627千円	313,500円
通勤手当	知事部局に同じ			186千円	46,500円
管理職手当	知事部局に同じ			2,441千円	813,667円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

(ア) 職員給与費の状況（平成27年度は決算見込み、平成26～25年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成27年度	6,228,077	5,785,967	3,761,620	60.4
平成26年度	8,378,867	△ 1,537,984	3,622,446	43.2
平成25年度	7,435,422	△ 655,834	3,953,365	53.2

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成27年度	361	1,505,977	552,210	589,153	2,647,340	7,333
平成26年度	365	1,488,960	506,247	558,828	2,554,035	6,997
平成25年度	416	1,597,185	546,758	561,505	2,705,448	6,503

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳 月	円	円
医師	平成27年度	41.3	543,986	1,581,989
	平成26年度	42.2	537,772	1,597,852
	平成25年度	47.9	504,902	1,480,991
看護師	平成27年度	44.5	351,874	527,392
	平成26年度	43.2	337,508	528,973
	平成25年度	43.4	316,886	488,491
事務職	平成27年度	42.4	361,184	578,029
	平成26年度	41.1	342,951	565,568
	平成25年度	42.5	331,754	566,396

(注) 平均月収額には、期末手当・勤労手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤労手当

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
支給額（平成27年度）	1,632千円	1,718千円
支給割合	病院事業	普通会計
期末手当（平成27年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤労手当（平成27年度）	1.60月分	1.60月分
再任用職員	(0.75月分)	(0.75月分)
加算措置の状況	病院事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成28年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
自己都合（平成27年度）	1,663千円	2,835千円
勸奨・定年（平成27年度）	20,864千円	23,749千円
支給率	病院事業	普通会計
自己都合	勤続20年	20.445月分
	勤続25年	29.145月分
	勤続35年	41.325月分
	最高限度額	49.59月分
勸奨・定年	勤続20年	25.55625月分
	勤続25年	34.5825月分
	勤続35年	49.59月分
	最高限度額	49.59月分
その他の加算措置	病院事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2～20%	2～20%

c 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	21,656千円		
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	866,256円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16%	23人	0%

d 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算見込み）	73,685千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	433,441円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	47.10%
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音、悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～6,800円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～160,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算見込み）	115,434千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	319,761円
支給実績（平成26年度決算）	107,950千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	311,096円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成27年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（同左）
扶養手当	知事部局に同じ			33,319千円	194,851円
住居手当	知事部局に同じ			20,084千円	295,367円
通勤手当	知事部局に同じ			55,122千円	198,996円
単身赴任手当	知事部局に同じ			1,954千円	488,500円
管理職手当	知事部局に同じ			14,509千円	806,092円
特勤手当	知事部局に同じ			830千円	69,207円
宿日直手当	知事部局に同じ			29,130千円	1,387,142円
夜勤手当	知事部局に同じ			29,555千円	201,056円
休日給	知事部局に同じ			42,607千円	517,471円
寒冷地手当	知事部局に同じ			18,824千円	67,713円
初任給調整手当	知事部局に同じ			120,052千円	4,802,098円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について38時間45分です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができますことになっています。

平成27年の1人当たりの平均使用日数（対象：知事部局職員（非現業の一般職員））は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
9.5日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成28年4月1日現在、同委員会規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内（子2人以上の場合10日以内）
9 短期介護休暇	5日以内（要介護者2人以上の場合10日以内）
10 生理休暇	その都度2日以内
11 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
12 結婚休暇	7日以内
13 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
14 夏季休暇	5日以内
15 ボランティア休暇	5日以内
16 骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇	必要と認められる期間
17 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
18 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
19 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 地震、水害、火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
22 地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
23 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
24 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成27年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	14
女性職員	22
計	36

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成27年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業等対象者数)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	14	0	0	572	8	0	0
	4	0	0				
女性職員	306	40	8	300	295	3	2
	437	33	2				
計	320	40	8	872	303	3	2
	441	33	2				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成27年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続けている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成27年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成26年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成27年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(2) 自己啓発等休業の利用状況

自己啓発等休業は、職員が大学等課程の履修や国際貢献活動に参加する場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、大学等課程の履修のための休業については2年、国際貢献活動のための休業については3年を超えない範囲で取得できるものです。

なお、休業中の給料月額や職務関連の手当については、支給されません。また、当該休業の全期間又は2分の1に相当する期間は、退職手当の計算に係る在職期間から除算されます。

平成27年度の取得状況は、次のとおりです。(単位：人)

平成27年度の取得者数		平成27年度中に新たに取得した職員						
	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学院・大学	その他	JICA等	姉妹都市等	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	1							
女性職員	2	1	0	0	0	1	0	0
	1							
計	2	1	0	0	0	1	0	0
	2							

(注)「取得者数」の欄の上段は、平成27年度中に新たに取得した者、下段は平成26年度以前から平成27年度にかけて引き続いている者の数です。

(単位：人)

	取得者数	承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	0	0	0	0
女性職員	2	0	2	0
計	2	0	2	0

(注)平成27年度中に新たに取得した者の数です。

(3) 配偶者同行休業の利用状況

配偶者同行休業は、職員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）が外国での勤務、事業経営、大学における修学等のため、外国に住所を定めて6月以上滞在し、職員が当該配偶者と生活を共にする場合において、公務の運営に支障がないと認められるときに、3年を超えない範囲で取得できるものです。

なお、休業中の給料月額や職務関連の手当については、支給されません。また、当該休業の期間は、退職手当の計算に係る在職期間から除算されます。

平成27年度の取得状況は、次のとおりです。(単位：人)

平成27年度の取得者数		平成27年度中に新たに取得した職員			
	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
男性職員	1	1	0	0	0
	0				
女性職員	4	4	0	0	0
	0				
計	5	5	0	0	0
	0				

(注)「取得者数」の欄の上段は、平成27年度中に新たに取得した者、下段は平成26年度以前から平成27年度にかけて引き続いている者の数です。

(単位：人)

	取得者数	承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	1	0	1	0
女性職員	4	4	0	0
計	5	4	1	0

(注)平成27年度中に新たに取得した者の数です。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成27年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0			0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	240		240
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0			0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			0		0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)			0	0	0
合 計	0	0	240	0	240
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成27年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成27年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	6	16	3	1	26
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2	2	0	0	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	9	4	2	1	16
合 計	17	22	5	2	46

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	1	0	0	1
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	10	5	1	1	17
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	3	2	3	1	9
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	4	14	1	0	19
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	17	22	5	2	46

7 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成27年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>○職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏期、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員の周知等を行った。</p> <p>○平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めている。</p> <p>○福島県職員倫理条例及び福島県知事部局職員倫理規則に基づき、各所属に対して四半期ごとの報告（贈与等の有無及び飲食・ゴルフの届出状況）を義務付けている。</p>	<p>文書による通知、各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>
病院事業 管理者	<p>○選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知</p> <p>○7月、12月及び3月期において事故防止、サービス規律保持の通知</p> <p>○職員にサービス規律違反が発生した場合は、随時規律保持徹底の通知</p> <p>○各所属に対し福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無に関わらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p>
教育委員会	<p>1 冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」【改訂版】の配付（平成27年4月）</p> <p>2 「福島県サービス倫理推進員研修会」の開催（平成27年4月27日（月））</p> <p>3 「不祥事根絶推進月間」の設定（平成27年5月）</p> <p>4 「学校事故防止対策研究協議会」の開催（平成27年5月～6月、県内7地区）</p> <p>5 「福島県公立学校サービス倫理対策委員会」の開催（平成27年8月26日（水）、平成28年1月29日（金））</p>	<p>冊子を基に、過去の不祥事に係る処分事案の分析等を踏まえ、各公立学校のサービス倫理委員会を中心に、具体的かつ実効性のある取組に努めるよう指示した。</p> <p>各公立学校からサービス倫理推進員1名が受講し、教職員の不祥事の現状や防止策について認識を新たにすることで、職場での不祥事防止の取組の浸透を図った。</p> <p>教職員個々の意識醸成を目的とし、また、各所属で不祥事根絶のための取組を再検証するよう指示した。</p> <p>教育長等が、県内公立学校の教頭等を対象に直接講話し、管理職の意識改革を促すとともに、参加者の研究協議及び情報交換により、不祥事の防止及び学校事故の防止に対する意識向上を図った。</p> <p>教育庁幹部職員及び外部委員（2名）が、職員のサービス倫理確立及び不祥事防止に係る対策を協議し、各校のサービス倫理委員会への支援策等を講じた。</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	<p>6 「校長のためのマネジメント講座」（平成27年6月）及び「教頭のためのマネジメント講座」（平成27年9月）の実施</p> <p>7 「福島県高等学校教育課程講習会」での教育庁幹部による服務倫理講話（平成27年8月3日（月）～7日（金）、県内5か所）</p> <p>8 教育庁幹部等による学校訪問（年間実施）</p> <p>9 不祥事の根絶に向けての通知（年間実施）</p> <p>10 不祥事全般に関するアンケート（平成28年1月）</p>	<p>教育センターで「組織マネジメント」、「非常時の対応」及び「危機管理」についての知識の習得を図り、服務監督者と連携しつつ、各々の勤務校で不祥事対策を行う手段等について研究・協議を行った。</p> <p>各学校の教職員に対して、服務規律の遵守や不祥事防止の捉え方及び県民の期待に応える教職員の在り方について訴えた。</p> <p>各校の服務倫理委員会に参加し、教職員に対して、教育公務員としての自覚と自戒を持ち、高い倫理観と自律心を堅持することを訴えた。</p> <p>職員課及び各人事主管課から、全職員に向けて服務規律遵守を訴えた。</p> <p>教職員及び児童生徒・保護者にアンケートを実施し、教職員による不適切な行為の実態把握によりその根絶を図った。</p>
警察本部長	<p>○警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼<small>かん</small>に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図りました。</p>	<p>文書による通知、機会教養、各種会議等</p>
代表監査委員	<p>○「職員の服務規律の厳正な保持について（総務部長通知）」を所属職員に周知するとともに、全職員参加のコンプライアンス研修会を随時開催し、周知徹底を図った。</p>	<p>通知文書の周知、研修会の開催等</p>

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職者数

平成27年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。 (単位：人)

区分 職種	事由別退職者数			
	定年	勸奨	その他	合計
一般行政職	191 (0)	48 (0)	202 (83)	441 (83)
医療職	17 (0)	10 (0)	27 (3)	54 (3)
技能労務職	19 (0)	2 (0)	2 (17)	23 (17)
教育職	393 (0)	115 (0)	52 (42)	560 (42)
公安職	86 (0)	8 (0)	189 (12)	283 (12)
合計	706 (0)	183 (0)	472 (157)	1,361 (157)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 ( )内は再任用職員であり、外書です。

(2) 再就職者による依頼等の規制 (法第38条の2)

再就職者は、在職していた執行機関の職員に対し、契約等事務について、次のとおり職務上の行為をする(しない)ように要求又は依頼(=働きかけ)をすることが原則禁止されています。

規制を受ける者	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ(法第38条の2第1項)	離職後2年間
	在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分に関する働きかけ(法第38条の2第5項)	期間の定めなし
本庁部長・本庁課長職以上の職又はその他出先機関の長の職に就いていた再就職者	上記に加え離職前5年より前に左記の職に就いていたときの職務に関する働きかけ(法第38条の2第4項、第8項、職員の退職管理に関する条例(平成27年福島県条例第109号)第2条)	離職後2年間

それらについて違反行為がないよう、働きかけ規制違反に関する監視等のため、下記のアからエの制度が設けられています。

なお、下記のア～エは平成28年4月1日から施行のため、平成27年度中は該当がありません。

ア 法第38条の3に規定する違反行為の疑いに係る任命権者の報告

各任命権者は、法第38条の2について違反行為の疑いを把握したときは、人事委員会に報告することになります。

イ 法第38条の4に規定する任命権者による調査等

各任命権者は、法第38条の2について違反行為の疑いを把握し、調査を行うとき及び調査を終了したときは、人事委員会に報告することになります。

また、人事委員会では、各任命権者の行う調査について経過報告を求め、又は意見を述べるすることができます。

ウ 法第38条の5に規定する任命権者に対する調査の要求等

人事委員会は法第38条の2について違反行為の疑いを把握したときは、各任命権者に対し調査を行うよう求めることができます。

エ 職員の退職管理に関する条例第3条に基づく任命権者への届出

人事委員会で定める管理又は監督の地位にあった職員で、離職後2年間に営利企業又は営利企業以外の法人から報酬を得る場合、離職した際の任命権者へ届出が必要です。

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成27年度の研修の実施状況は、次のとおりです。

(1) 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数 (人)						合計	
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他		
基本研修	新採用職員研修 (県)	283	1	14	16	0	3	317	
	新規採用職員研修 (研修所)	472	2	36	48	0(17)	6	564(17)	(研修区分 初任科)
	基礎力アップ研修	107	0	6	21	4	1	139	
	応用力アップ研修	53	0	0	7	8	1	69	
	実行力アップ研修	78	0	16	12	0(5)	0	106(5)	(研修区分 主任任用科)
	総合力アップ研修	42	0	0	21	0	0	63	
	新任係長研修	215	0	2	20	0(11)	1	238(11)	(研修区分 係長、課長補佐任用科)
	新任管理者研修	90	3	0	23	0	1	117	
	新任課長研修	56	3	1	2	0	2	64	
	新任管理者特別研修	89	2	0	23	0	2	116	
	本庁・出先機関管理者研修	491	4	10	0	0	13	518	
	任期付職員研修	117	0	0	0	0	0	117	
計	2,093	15	85	193	12(33)	30	2,428(33)		
選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	4	0	1	2	3(24)	1	11(24)	(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	1	0	0	1	1	0	3	
	協働・対人能力開発	30	1	5	8	6	1	51	
	マネジメント能力養成	8	0	3	7	2	0	20	
	指導者養成	17	0	1	3	0	0	21	
	行政経営セミナー	21	0	0	2	1	1	25	
	新生ふくしま人材育成講座	73	1	0	9	0	1	84	
	計	154	2	10	32	13(24)	4	215(24)	
派遣研修	15	0	0	0	1	0	16		
自己啓発活動支援 (eラーニング等)	114	1	0	7	0	2	124		
合計	2,376	18	95	232	26(57)	36	2,783(57)	( )は外数	

## (2) 教育職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
	指導主事及び管理主事研修	福島県教育委員会の職務権限と任命権の行使及び勤務とサービスの実例や、学校事故に対する処置及び懲戒分限措置の実例について研修を行う。	49
基本研修	初任者研修	現職研修の第一段階として、新任の教員に対し実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、初任者研修を採用の日から1年間にわたり実施する。	383 (幼99, 小91, 中69, 県高46, 特48, 養27, 栄3)
	経験者研修Ⅰ	初任者研修に引き続き、5年程度の教職経験者等に対して行うもので、5年程度の経験を基盤に、教科指導や生徒指導等の力量の向上を図るとともに、社会の変化に対応した教育課題等について実践的な研修を進める。	237 (小46, 中38, 県高93, 特33, 養20, 栄7)
	経験者研修Ⅱ	教職経験10年程度の教員は、校内外において学校教育活動の実践的な場で中核的立場を占める位置にあり、さらに、それまでの実績に裏打ちされた新たな視点、力量の向上、指導法の工夫改善が必要となる時期でもある。そのため、10年程度の教職経験者等に対し、教科指導や生徒指導等、職責遂行上必要な専門的知識、技能等の資質及び能力の向上を図るとともに、教科経営、学級・学年経営及び校務分掌のリーダーとしての力量の向上を図る。	221 (幼15, 小57, 中49, 県高56, 特31, 養13)
	経験者研修Ⅲ	初任者研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱの内容を踏まえ、経験20年程度の実績等に留意し、教員個々の専門的知識・能力の深化や伸長を図るとともに、学級・学年経営等、全校的視野での教育活動の推進的立場として、広い視野に立った教育実践について力量の向上を図るため、各種の研修会等を経験者研修Ⅲと位置付けて行う。	67 (県高67)

## (3) 公安職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
採用時教養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図る。	299
任用科	県警察学校	警部、警部補及び巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官及び各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	107
	管区警察学校		158
	警察大学校		19
専科等	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	644
	管区警察学校		67
	警察大学校		77

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「定期健康診断」、「特別健康診断」等の各種健康診断を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成27年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（病院局、教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
胸部健康診断	県	3,864	3,489	90.3
特別健康診断	県	7,655	7,135	93.2
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,875	3,828	98.8
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,841	1,808	98.2
新規採用職員健康診断	県	303	303	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	340	315	92.6
婦人科健康診断（乳がん）	県	174	167	96.0
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,511	1,500	99.3
VDT作業従事職員健康診断	県	7,229	6,742	93.3

（注）特別健康診断の対象者数及び受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	251	236	94.0
特別健康診断	病院局	334	313	93.7
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	207	203	98.1
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	81	76	93.8
新規採用職員健康診断	病院局	16	16	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	80	70	87.5
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	53	48	90.6
人間ドック健康診断	県・共済組合	97	92	94.8
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	38	38	100.0

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	136	136	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	6,708	6,682	99.6
教職員結核健康診断	県(教)	6,708	6,439	96.0
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	4,804	4,467	93.0
教職員人間ドック	共済組合 県(教) 市町村 互助会	6,651	5,427	81.6
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	5,859	3,863	65.9
警戒区域等で業務に従事した職員の健康診断	県(教)	800	723	90.4

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
生活習慣病検診	県(警) 共済組合	3,863	3,863	100
雇入時健康診断	県(警)	184	184	100
特別健康診断	県(警)	52	52	100
婦人科検診	県(警)	305	247	81

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

(単位:人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	213
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	486
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	117
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	1,230
メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会	心の健康づくり	県	116
特定健康診査・ 特定保健指導事業	特定健康診査	共済組合	※4,373
	特定保健指導		224

※ 被扶養者を含む。

b 教育委員会

(単位：人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談事業	職場や家庭での悩み等についての相談	県(教)	240
教職員メンタルヘルスカウンセリング事業	常勤講師等臨時的任用教職員に対するカウンセリング	県(教)	5
ふくしま教職員こころのケア事業	共済組合員に対するカウンセリングやメンタルケアの講師派遣等	共済組合	723
メンタルヘルスセミナー	心の健康づくりに関するセミナーの実施	共済組合	252
ストレスチェック事業	共済組合員を対象にストレスチェックを実施し、結果に応じたアドバイスや受診勧奨を行う。また、所属に対する説明や助言を行う。	共済組合	8,318

c 警察本部

(単位：人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理指導	健康管理の集団指導	県(警)	1,316
保健指導	心身の健康管理に関する個別指導	県(警)	191
ライフプラン研修	生きがい、家庭経済及び健康管理	県(警)	439

(2) 公務災害等の状況

区分	平成26年度末 未認定件数	平成27年度中 申請件数	平成27年度中認定状況				平成27年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	3	218	217	1	1	219	2
通勤災害	0	18	17	0	0	17	1
合計	3	236	234	1	1	236	3

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する審査請求制度

法第49条の規定により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に審査請求をすることができる制度。

これらの制度に関する平成27年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成27年度）」3及び4のとおりです。

1 1 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成27年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	0	0	0
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成27年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし

## II 福島県人事委員会の業務報告（平成27年度）

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験の実施状況

##### ア 実施日

試験の種類			試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大学卒程度			H27.5.1	H27.5.1～5.29	H27.6.28	H27.7.22～7.28	H27.8.13
大学卒程度（第2回）			H27.9.15	H27.10.2～10.23	H27.11.15	H27.12.4	H27.12.18
資格免許職			H27.5.1	H27.8.3～8.21	H27.9.27	H27.10.27～10.28	H27.11.13
高校卒程度			H27.5.1	H27.8.3～8.21	H27.9.27	H27.10.27～10.28	H27.11.13
民間企業等職務経験者			H27.5.1	H27.8.3～8.21	H27.9.27	H27.11.17～11.18	H27.12.11
警察官	通常試験	警察官A	H27.5.1	H27.5.7～6.5	H27.7.12	H27.8.27～8.30	H27.10.2
		警察官B	H27.5.1	H27.7.10～8.7	H27.9.20	H27.11.5～11.8	H27.12.11
	特別募集	警察官A	H27.2.13	H27.3.13～4.10	H27.5.10	H27.6.23～6.25	H27.8.13
市町村立学校栄養職員			H27.5.1	H27.8.3～8.21	H27.9.27	H27.10.27～10.28	H27.11.13
市町村立学校事務職員			H27.5.1	H27.8.3～8.21	H27.9.27	H27.10.27～10.28	H27.11.13

（注） 大学卒程度（第2回）は農業土木及び土木のみ。

イ 競争試験の実施状況

(単位：人、%)

職種	事項	採用予定人員	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 (b/a)	第1次試験 合格者数	最終 合格者数 (c)	競争倍率 (b/c)	
大 学 卒 程 度	行政事務	108	789 (235)	575 (165)	72.9	209 (43)	131 (39)	4.4	
	警察事務	1	23 (12)	19 (10)	82.6	4 (2)	1 (1)	19.0	
	農業	21	72 (28)	57 (24)	79.2	47 (22)	26 (15)	2.2	
	農業土木	14	24 (6)	15 (5)	62.5	13 (3)	10 (3)	1.5	
	林業	14	29 (10)	24 (8)	82.8	20 (7)	17 (6)	1.4	
	土木	25	40 (1)	28 (1)	70.0	16 (0)	11 (0)	2.5	
	建築	2	16 (6)	14 (4)	87.5	11 (3)	4 (1)	3.5	
	化学	8	44 (8)	32 (5)	72.7	22 (2)	9 (1)	3.6	
	農芸化学	5	22 (7)	19 (5)	86.4	17 (3)	5 (0)	3.8	
	薬学	3	4 (0)	3 (0)	75.0	3 (0)	3 (0)	1.0	
	畜産	3	12 (8)	11 (7)	91.7	10 (7)	3 (1)	3.7	
	水産	5	21 (4)	16 (2)	76.2	12 (2)	5 (1)	3.2	
	機械	—	—	—	—	—	—	—	
	心理判定員	4	24 (14)	19 (11)	79.2	14 (8)	4 (3)	4.8	
	小計	213	1,120 (339)	832 (247)	74.3	398 (102)	229 (71)	3.6	
大 学 卒 程 度 (第2回)	農業土木	4	39 (6)	30 (5)	76.9	14 (3)	6 (1)	5.0	
	土木	13	79 (6)	51 (3)	64.6	27 (2)	6 (0)	8.5	
	小計	17	118 (12)	81 (8)	68.6	41 (5)	12 (1)	6.8	
資 格 免 許 職	司書	4	52 (48)	34 (32)	65.4	14 (13)	5 (5)	6.8	
	栄養士	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	4	52 (48)	34 (32)	65.4	14 (13)	5 (5)	6.8	
高 校 卒 程 度	行政事務	18	137 (56)	110 (44)	80.3	39 (16)	22 (9)	5.0	
	警察事務	1	16 (12)	16 (12)	100.0	4 (3)	2 (2)	8.0	
	土木	2	5 (0)	5 (0)	100.0	4 (0)	3 (0)	1.7	
	小計	21	158 (68)	131 (56)	82.9	47 (19)	27 (11)	4.9	
民 間 職 務 経 験 者	行政事務	6	205 (41)	152 (32)	74.1	16 (4)	6 (1)	25.3	
	土木	3	35 (3)	29 (2)	82.9	11 (0)	7 (0)	4.1	
	小計	9	240 (44)	181 (34)	75.4	27 (4)	13 (1)	13.9	
警 察 官	通 常 試 験	警察官A (男性)	48	290	241	83.1	183	53	4.5
		警察官A (女性)	12	70 (70)	59 (59)	84.3	47 (47)	21 (21)	2.8
		警察官B (男性)	45	194	169	87.1	149	54	3.1
		警察官B (女性)	12	57 (57)	51 (51)	89.5	44 (44)	12 (12)	4.3
		小計	117	611 (127)	520 (110)	85.1	423 (91)	140 (33)	3.7
	特 別 募 集	警察官A (男性)	20	138	112	81.2	90	25	4.5
		警察官A (女性)	5	17 (17)	16 (16)	94.1	13 (13)	7 (7)	2.3
小計	25	155 (17)	128 (16)	82.6	103 (13)	32 (7)	4.0		
市町村立学校栄養職員	5	49 (49)	42 (42)	85.7	17 (17)	6 (6)	7.0		
市町村立学校事務職員	22	94 (56)	82 (48)	87.2	47 (22)	25 (14)	3.3		
合計	433	2,597 (760)	2,031 (593)	78.2	1,117 (286)	489 (149)	4.2		

(注) ( ) 内は女性の数 (内数) です。

## (2) 採用選考・昇任選考の実施状況

(単位：人)

給料表	採用・昇任の別 任命権者 職の区分	採 用					昇 任				
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	部長相当職	4				4	13	1			14
	部次長相当職	1				1	25	4		29	
	課長相当職	6	8	1		15	67	28	4	3	102
	副課長(課長補佐)相当職		3	1		4	151	3	3	3	160
	主査(係長)相当職	5	3	1		9	93	6	6	2	107
	上級係員	3	1			4					0
	係員	32	1	3	2	38					0
	計	51	16	6	2	75	349	42	13	8	412
公安職	警視(部長)			1		1			15		15
	警視(課長)			3		3			33		33
	警部			8		8			41		41
	警部補			16		16			34		34
	巡査部長(主任)			44		44			2		2
	巡査(係員)			60		60					0
	計	0	0	132	0	132	0	0	125	0	125
研究職	研究所長相当職					0	3	1			4
	研究部長相当職	1				1	4		1		5
	研究主任相当職		1			1	5				5
	上級研究員	2				2					0
	研究員	2	2	6		10					0
	計	5	3	6	0	14	12	1	1	0	14
医療職(一)	病院長相当職					0					0
	診療部長相当職					0	1			1	2
	医長相当職				2	2	2				2
	医員	3				3					0
計	3	0	0	2	5	3	0	0	1	4	
医療職(二)	医療所長相当職					0	2				2
	医療部長相当職					0	8			1	9
	医療主任相当職	1				1	3			3	6
	上級医療係員	3				3					0
	医療係員	7				7					0
	計	11	0	0	0	11	13	0	0	4	17
医療職(三)	看護部長相当職A					0	2				2
	看護部長相当職B				1	1	8			4	12
	看護師長相当職	1				1	2	1		9	12
	上級看護係員	1			5	6					0
	看護係員	4			6	10					0
	計	6	0	0	12	18	12	1	0	13	26
事務職	副課長相当職					0		11			11
	主査相当職					0		6			6
	上級係員					0					0
	係員		1			1					0
	計	0	1	0	0	1	0	17	0	0	17
医療職	医療主任相当職					0		2			2
	上級医療係員					0					0
	医療係員					0					0
	計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
教育職	主任管理主事		1			1					0
	管理主事		22			22					0
	計	0	23	0	0	23	0	0	0	0	0
	合計	76	43	144	16	279	389	63	139	26	617

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況  
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 要 規 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他	1(3)		1(3)		1					1	0
計	1(3)		1(3)		1					1	0

(注) 表中の( )内の数字は、要求事項の内訳数を記載。

(2) 完結事案一覧表

事案名	要 求 者	当 局	要 求 内 容	完結年月日	判 定
26(措)2号	警察一般職員	警察本部	出勤時間の配慮等	平成27年7月24日	取下げ

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
	分限免職										
懲 戒 処 分	戒 告										
	減 給										
	停 職	1	1						1	1	0
	懲戒免職										
転 任											
そ の 他		1	1	1						1	0
計	1	1	2	1					1	2	0

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
26(不)3号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(停職)	平成28年1月28日	処分承認
—	公立学校教員	県教育委員会	研修命令	平成27年7月2日	却下
—	県教育委員会	県教育委員会	再審請求	平成27年12月17日	却下

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 11件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

自治労福島県職員労働組合  
 福島県高等学校教職員組合  
 福島県立高等学校教職員組合  
 福島県教職員組合  
 福島県学校事務労働組合

イ 平成27年度変更登録年月日とその内容

自治労福島県職員労働組合 平成27年4月21日（役員の変更）  
 福島県高等学校教職員組合 平成27年4月21日（役員及び従たる事務所の所在地の変更）  
 福島県立高等学校教職員組合 平成27年4月21日（役員の変更）  
 福島県学校事務労働組合 平成27年4月21日（役員の変更）

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正  
 平成27年6月5日、平成27年11月6日

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法 別表第1第11号	労基法 別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	141	100	241

イ 解雇予告除外認定 1件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況（平成27年度末現在）（基数）

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン
設置数	70	23	—
性能検査	58	21	—
落成検査	1	1	—
使用再開検査	0	0	—
廃止報告	2	1	—

# 職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成27年10月6日  
福島県人事委員会

## <本年の報告・勧告のポイント>

- 職員の給与に関する報告・勧告
  - ・ 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給を引上げ
  - ・ 特別給(期末・勤勉手当)を引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- 人事管理の課題に関する報告
  - 人材の確保・育成等への取組など5項目

## I 職員の給与に関する報告・勧告

### 1 民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員の給与と民間給与(企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の829の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した169事業所の給与)の調査を実施した結果、職員の給与と民間給与との較差等は次のとおり

#### (1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差(b)-(a)
382,266円	382,898円	632円(0.17%)

#### (2) 特別給(ボーナス)

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差(b)-(a)
4.05月	4.16月	0.11月

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

### 2 本年の給与の改定等

#### (1) 月例給

##### ① 給料表

若年層に重点を置きつつ全ての号給について引上げ改定(行政職給料表:平均改定率0.3%)

##### ② 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医療職給料表(→)の適用を受ける職員に対して支給される手当の上限額を引上げ

##### ③ 地域手当

国家公務員に対してとられる措置に準じて支給割合を引上げ改定

#### (2) 特別給(期末・勤勉手当)

年間支給月数を0.1月分引上げ(4.05月分→4.15月分)

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	合計
27年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.325月(改定なし)	2.55月(改定なし)
勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)	1.6月(現行1.5月)
28年度 期末手当	1.225月	1.325月	2.55月
以降 勤勉手当	0.8月	0.8月	1.6月

#### (3) 実施時期

- ・ 月例給は平成27年4月1日
- ・ 特別給(期末・勤勉手当)は平成27年12月1日

### 3 給与制度の総合的見直しにおける諸手当の改定(平成28年4月以降)

#### (1) 地域手当の支給割合

支給割合を国家公務員に対してとられる措置に準じて引上げ改定

#### (2) 単身赴任手当の額

基礎額を4,000円引き上げ30,000円に、加算額の限度を12,000円引き上げ70,000円に改定

#### (3) 実施時期

平成28年4月1日

#### 4 その他の課題

##### (1) 通勤手当

最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要

##### (2) 配偶者に係る扶養手当

人事院は、扶養手当の支給要件等について必要な検討を行うとしていることから、本県においても、国や他の都道府県の動向等を注視していく必要

## II 人事管理の課題に関する報告

### 1 人材の確保・育成等への取組

#### (1) 人材の確保

復興・再生事業に重点的に取り組むため、引き続き様々な方策により人員を確保する必要。土木等の職種の受験者数の減少が顕著なため、広報の強化等を図り、本県が乗り越えなければならない課題に果敢にチャレンジする気概を持つ人材の確保に取り組む

#### (2) 人材の育成（研修の充実）

組織及び受講者のニーズを把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、職員育成の意識や指導能力の早期からの向上を図る必要。外部講師の活用や多様な研修機会の確保のほか、OJTの充実を通じて先輩職員の有する経験・知識・技術等を共有・継承し活用していく必要

#### (3) 女性の採用・登用の拡大

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したことも踏まえて、今後とも募集広報活動を積極的に実施していくとともに、女性の登用を進め、職員が持てる力を十分に発揮できるように引き続き取り組む必要

### 2 人事評価制度の導入と活用

人事評価の実施に向け、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度を構築することが重要。併せて、地方公務員法の趣旨に沿って任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することについて、速やかに具体的な検討を行う必要

### 3 雇用と年金の接続

再任用職員の能力及び経験を積極的に活用できる環境の整備を引き続き進めるとともに、国等の動向を注視し、雇用と年金の接続及び再任用職員の給与の在り方について検討していく必要

### 4 勤務環境の整備

復興・再生に係る業務を始めとする公務がより効率的に運営されるためには、職員一人一人が心身共に健康であることが極めて重要で、働きやすい勤務環境の整備について、より一層の取組が必要

#### (1) 超過勤務の縮減

恒常的な長時間の勤務は職員の心身への影響も大きいことから、必要な人員を確保するとともに、業務処理体制の見直しなど超過勤務縮減の取組を強化し、積極的に進めることが必要

#### (2) 職員の健康保持

ストレスチェック制度を確実に実施し、職場環境改善の取組等に努めることが必要

#### (3) 両立支援の推進

育児や介護に関する両立支援制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行い、男性職員を含めその利用促進を図ることが必要

フレックスタイム制の導入については、国及び他の都道府県の動向を十分踏まえ、本県の実情も勘案し、検討していくことが必要

### 5 公務員倫理の徹底

#### (1) 服務規律の確保

職員一人一人は、不適切な事務処理等に加え、県民の信頼を大きく失墜させる懲戒処分事案が発生したことを深く受け止め、服務規律の保持と公務員倫理の徹底に努めることが必要

#### (2) ハラスメントの防止

意識啓発による発生防止や相談体制の充実に一層取り組むとともに、良好な勤務環境の整備を図ることが必要